

学校保健安全法に定める学校感染症と出席停止基準

※出席停止期間については受診した医療機関の診断を受けてください。

令和5年5月8日現在

種別	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1型）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日間経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染性疾患	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種その他 （条件によっては出席停止の措置が必要となる感染症）	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療後24時間を経て解熱し全身状態が良好となるまで
	ヘルパンギーナ、手足口病	発熱や咽頭・口腔所見の強い急性期は登校停止。解熱し、全身状態が安定するまで
	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好となるまで
	サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が治まり全身状態が良好となるまで
	RS感染症（急性細気管支炎）	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好となるまで
	帯状疱疹	全身の発疹が痂痂化するまで
EBウイルス感染症	解熱し全身状態が良好となるまで	